鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設ユーティリティスタジオ等使用許可要領

（趣旨）

第１条　この要領は、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設のユーティリティスタジオ、テストキッチン、交流スペース、ギャラリー又は会議室（以下「スタジオ等」という。）の使用許可等について、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例（平成１２年条例第６４号。以下「条例」という。）及び鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（使用の区分）

第２条　条例第４条第１項の規定によるスタジオ等の使用について、次の各号に掲げる通り区分する。

(1) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点入居用施設及びシェアオフィス使用者が、入居用施設あるいはシェアオフィスの使用（更新）許可にあたって市長に提出した事業計画に基づく目的で使用するとき

(2) 次のいずれかに該当する者が、鹿児島市の産業振興に資する会議、セミナー、ワークショップ、展示、商品開発、研究開発、情報発信、交流等を目的として使用するとき

ア　鹿児島市内の企業（個人事業者を含む。）

イ　鹿児島市内の中小企業者等で組織される組合、団体

ウ　鹿児島市の外郭団体

エ　鹿児島県及びその外郭団体

オ　国及びその外郭団体

カ　大学、高専及び短大等の教育機関

キ　その他市長が特に認める者

(3) 鹿児島市が使用するとき

(4) 前３号に該当しない者が使用するとき

（使用できる日及び時間等）

第３条　スタジオ等（交流スペース及びギャラリーを除く。）を使用できる日及び時間は、月曜日から日曜日の午前９時から午後９時３０分までとする（ただし、毎月第３日曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき又はその日の翌日が休日に当たるときは、その日の日後においてその日に最も近い日で休日でない日の前日）、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）を除く。）。

２　交流スペース及びギャラリーを使用できる日及び時間は、月曜日から日曜日の午前９時から午後７時までとする（ただし、毎月第３日曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき又はその日の翌日が休日に当たるときは、その日の日後においてその日に最も近い日で休日でない日の前日）、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで

）を除く。）。

３　前２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用を認める。

(1) 午前８時３０分から午前９時までの間において、第２条第１項第１号及び第３号に該当し、市長が特に必要と認めるもの。

(2) 鹿児島市が主催する又は共催若しくは後援する団体が開催する、会議、セミナー、研修会等で、市長が特に必要と認めるもの。

（使用許可申請の時期）

第４条　使用許可申請の時期は、次のとおりとする。

(1) 第２条第１項第１号に該当するとき　使用予定日の４カ月前から使用予定日の前日（ただし、市の閉庁日を除く。）まで

(2) 第２条第１項第２号及び第３号に該当するとき　使用予定日の３カ月前から使用予定日の５日前（ただし、市の閉庁日を除く。）まで

(3) 第２条第１項第４号に該当するとき　使用予定日の１か月前から使用予定日の５日前（ただし、市の閉庁日を除く。）まで

２　前項の規定にかかわらず、外部講師の招聘等のために市長がやむを得ないと認める場合は、期間外であっても申請を受け付ける。

（継続使用の制限）

第５条　スタジオ等の使用にあたり、３日以上（ただし、ユーティリティスタジオを展示室として使用する場合は８日以上、ギャラリーを使用する場合は１５日以上）の継続使用は認めない。

２　前項の規定にかかわらず、事業上の目的を達成するために、市長が特に必要と認める場合には、３日以上（ただし、ユーティリティスタジオを展示室として使用する場合は８日以上、ギャラリーを使用する場合は１５日以上）の継続使用を認める。

（使用料の減免）

第６条　規則第１３条第１項第４号に定める「市長が特に必要と認めるとき」については、第２条第１項第１号及び第２号に該当するときであって、次の各号に該当しないときとする。

(1) 営利法人や個人事業主等が、営利目的で年会費等を徴収した会員のみを参加者対象とした会議、セミナー等を行うために使用するとき

(2) 国や地方公共団体等から委託料等を受けて実施する事業のために使用するとき（国や地方公共団体が委託料等を支払って実施する事業のために使用するときも同様とする。）

（使用後の原状回復）

第７条　スタジオ等の使用が終了した場合は、机、椅子等を原状に回復することとし、使用時に発生したごみ等は責任をもって持ち帰らなければならない。また、テストキッチンを使用した場合においては、キッチン設備、食器類等を洗浄の上、元の場所へ収納しなければなら

ない。

（使用制限）

第８条　スタジオ等の使用にあたっては、次の各号に該当する行為は認めない。

(1) 販売行為を主としたもの

(2) 所定の場所以外での飲食（ただし、お茶、コーヒー等は除く）。なお、所定の場所以外で飲食を伴う会議等を開催する場合は、事前に許可を得ること

(3) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設の駐車場の使用

(4) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用者等の業務の妨げになる行為

(5) 特定の政治活動等又は宗教活動並びに政治団体等又は宗教団体への勧誘行為

(6) 第２条第１項第３号に該当するときで、その使用目的が鹿児島市の産業振興に資する会議、セミナー、ワークショップ、展示、商品開発、研究開発、情報発信、交流等に該当しないもの

（公衆無線ＬＡＮの使用）

第９条　スタジオ等の使用にあたり、「ビジネス・インキュベーションかごしま公衆無線ＬＡＮ」を使用する者は、ビジネス・インキュベーションかごしま公衆無線ＬＡＮの利用規約に同意したものとする。

付　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。